

令和4年第12回東串良町農業委員会 会議録

日時：令和4年12月20日（火）午前10時00分～

場所：東串良町役場委員会室（3階）

令和4年第12回東串良町農業委員会会議録

令和4年12月20日							
東串良町役場委員会室（3階）							
開催の日時 及び宣言	開会	令和4年12月20日 午前10時00分				議長	堅山 秋敏
	閉会	令和4年12月20日 午前10時56分				議長	堅山 秋敏
農業委員	出欠	番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	
出席数7名 欠席数0名	○	1	鶴丸 千尋	○	5	谷口 憲三	
	○	2	福岡 みどり	○	6	木佐貫 一孝	
	○	3	吉ヶ崎 弘一	○	7	大村 教男	
	○	4	堅山 秋敏		8		
出席○ 欠席×	○		稲村 照隆	○		町永 次男	
	○		上池 勝彦	○		松留 和江	
	○		内村 初子	○		松留 立美	
	○		村吉 博美	○		杉木 秀幸	
会議録署名委員		1番	鶴丸 千尋	7番	大村 教男		
出席した事務局職員		局長, 次長	前田 秀一 駿河崎 哲郎	書記	出水 翔太 若松 雄一		
会議 に 付 し た 事 項	<p>日程第1 議案第62号 農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画について</p> <p>日程第2 議案第63号 農地中間管理事業農用地利用集積計画について</p> <p>日程第3 議案第64号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>日程第4 議案第65号 農業振興整備計画に伴う意見について</p> <p>日程第5 議案第66号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について</p>						

開会 午前10時00分

議長（堅山）

皆さんおはようございます。

ただいまから定例総会を始めたいと思います。

出席者15名で、定足数に達しておりますので、東串良町農業委員会令和4年第12回定例総会を開催いたします。

本日の会議録署名委員に、1番鶴丸委員と、7番大村委員にお願いいたします。

ここで、諸般の報告をいたします。

農業経営基盤強化促進法による賃貸借の合意解約が12件16筆ありました。つきましては、総会資料の最後の方に添付してありますので、あとでお目通しをお願いします。

それでは、ただいまから議事に入りたいと思います。発言される方は必ず議長の許可を受けて、発言くださるようお願いいたします。

議長（堅山）

それでは日程第1議案第62号農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について議題といたします。

今回申請がなされたのは、所有権が8件、賃借権が4件、使用賃借権が2件あります。

それでは、事務局の説明をお願いしたいところではありますが、資料1ページ、所有権の48番と資料4ページ、賃借権103番、104番については、譲受人及び借人が〇〇さんとなっておりますので、先に質疑を行わせていただきたいと思います。

それでは、東串良町農業委員会会議規則第25条によって吉ヶ崎委員は質疑の間、退席をお願いします。

（吉ヶ崎委員退席）

議長（堅山）

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（駿河崎）

それでは、説明いたします。資料 1 ページをお開きください。

所有権の 48 番、譲渡人は川西の〇〇さん、譲受人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

4 ページをお開きください。

賃借権の 103 番、貸人は鹿児島市の〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 10 年の利用権設定でございます。

次に賃借権の 104 番、貸人は川東の〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 10 年の利用権設定でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（堅山）

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。
質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（堅山）

質疑を終結いたします。
本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（堅山）

異議なしと認めます。
よって本案は原案のとおり承認することに決しました。
それでは、質疑が終了したので、吉ヶ崎委員の入室を認めます。

（吉ヶ崎委員入室）

議長（堅山）

それでは、引き続き事務局の説明をお願いいたします。

事務局（駿河崎）

それでは、説明いたします。1 ページをお開きください。

所有権の 49 番、譲渡人は川西の〇〇さん、譲受人は肝付町の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

次に所有権の 50 番、譲渡人は川西の〇〇さん、譲受人は肝付町の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

2 ページをお開きください。

所有権の 51 番、譲渡人は新川西の〇〇さん、譲受人は肝付町の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

次に所有権の 52 番、譲渡人は肝付町の〇〇さん、譲受人は肝付町の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

次に所有権の 53 番、譲渡人は鹿屋市の〇〇さん、譲受人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

3 ページをご覧ください。

所有権の 54 番、譲渡人は志布志市の〇〇さん、譲受人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

次に所有権の 55 番、譲渡人は池之原の〇〇さん、譲受人は池之原の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

4 ページをお開きください。

賃借権の 105 番、貸人は川東の〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 10 年の利用権設定でございます。

5 ページをお開きください。

106 番、貸人は肝付町の〇〇さん、借人は肝付町の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、更新 10 年の利用権設定でございます。

6 ページをご覧ください。

使用貸借権の 107 番、貸人は川西の〇〇さん、借人は川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、更新 10 年の利用権設定でございます。

次に 108 番、貸人は肝付町の〇〇さん、借人は肝付町の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、更新 10 年の利用権設定でございます。

以上でございます。

議長（豎山）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、日程第 1 議案第 62 号農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について原案どおり承認することに決しました。

議長（豎山）

次に、日程第 2 議案第 63 号農地中間管理事業農用地利用集積計画について議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（駿河崎）

それでは、説明いたします。資料 7 ページから 9 ページまでをご覧ください。

今回、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画については、貸借権が 6 件 14 筆、面積 19,605 ㎡、使用貸借権が 7 件 22 筆、36,823 ㎡となっております。総面積は 56,428 ㎡で、鹿児島県中間管理機構が農地中間管理権を取得する内容です。以上でございます。

議長（豎山）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、日程第2議案第63号農地中間管理事業農用地利用集積計画について原案どおり承認することに決しました。

議長(豎山)

次に、日程第3議案第64号農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。

今回申請がなされたのは、所有権移転6件であります。

なお、資料11ページ38番については、譲受人が町外在住で、現地調査を行っておりますので、先に質疑を行わせていただきたいと思います。

それでは現地調査報告を上池委員にお願いします。

(上池委員現地調査報告)

それでは報告させていただきます。

令和4年12月13日、火曜日に、農地法第3条に係る現地調査を、私と事務局の計3人で行いました。

なお関係者として、農地の譲受人である〇〇さんが出席されました。

今回の申請は、大崎町在住の譲受人が、農地の贈与を受けるものであり、予定作物は甘藷となっております。

譲受人は10年間の農作業の経験をもっており、農業への従事状況及び、保有している農地の面積は農地法第3条の許可基準を上回っております。

なお譲受人の住所は大崎町〇〇となっており、農地からの距離はやや離れておりますが、譲受人は農機具を乗せて走行できるトラックを所有しており、通作に関しても問題は特にないものと思われま。

さらに、農作業をする際には周囲の農地への悪い影響が出ないように、十分に気をつけるとのことでありましたので、農地法第3条による許可を出しでも問題はないものと思われま。

以上で報告を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いします。

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(堅山)

質疑を終結いたします。
本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。
よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

それでは、引き続き事務局の説明をお願いします。

事務局(駿河崎)

それでは、資料10ページをお開きください。

所有権の33番、譲渡人は川西の〇〇さん、譲受人は鹿屋市の〇〇さん
申請地は議案書に記載されているとおり売買による所有権移転でございます。

次に所有権の34番、譲渡人は川西の〇〇さん、譲受人は鹿屋市の〇〇
さん申請地は議案書に記載されているとおり売買による所有権移転でござ
います。

次に所有権の35番、譲渡人は川西の〇〇さん、譲受人は鹿屋市の〇〇
さん申請地は議案書に記載されているとおり売買による所有権移転でござ
います。

11ページをお開きください。

次に所有権の36番、譲渡人は川東の〇〇さん、譲受人は川東の〇〇さ
ん申請地は議案書に記載されているとおり売買による所有権移転でござ
います。

次に所有権の37番、譲渡人は池之原の〇〇さん、譲受人は新川西の〇
〇さん申請地は議案書に記載されているとおり贈与による所有権移転で
ございます。

以上でございます。

議長(堅山)

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(豎山)

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって日程第3第64号農地法第3条の規定による許可申請について原案どおり承認することに決しました。

議長(豎山)

次に日程第4議案第65農業振興整備計画変更に伴う意見について議題といたします。

今回は農用地区域からの除外1件についての意見を求められております。

資料の12ページの〇〇さんからの農用地区域からの除外申請につきましては現地調査を行っておりますので、その報告を上池委員よろしく願います。

(上池委員現地調査報告)

それでは報告させていただきます。

令和4年12月13日火曜日に、農用地区域からの除外申請に係る現地調査を、私と事務局の計3人で行いました。関係者としては、借人の〇〇さんが出席されました。

申請地は農用地区域内農地であり、農地課へ農用地利用計画変更申出書を提出してあります。

申請地を農用地区域から除外した後の計画や、その理由に関しては議案書に記載のとおりです。

また、除外が決定されたとして、申請地は農地の広がり状況等から第1種農地になると思われませんが、申請地の付近には3戸以上の集落があることから、不許可の例外である集落の接続に該当するものと思われ、転用の申請は可能であると思われ。

また、申請人は転用に係る工事の際は、周囲へ被害のかからないよう十分気を付けるとしており、もし苦情等があった場合、誠意を持って対応するとしており、特に問題はないものと思われ。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の方よろしく申し上げます。

議長（豎山）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（豎山）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（豎山）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

以上で日程第4議案第65号農業振興地域整備計画の変更に係る意見についての審議を終えたいと思います。

議長（豎山）

次に、日程第5議案第66号農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について議題といたします。

今回は申請が1件ございます。それでは事務局から説明をお願いします

事務局（出水）

それでは、資料13ページ、〇〇さんからの転用申請について説明させていただきます。

今回の申請地に関する転用に関しては、既に同じ内容を令和4年第11回定例総会において審議されておりますので、現地調査の報告は省略させていただきます。転用の事由等につきましては、議案書にあるとおりです。以上で説明を終わらせていただきます。

議長（豎山）

それでは質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

以上をもって、日程第 5 議案第 66 号農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請については、原案どおり承認することに決しました。

議長（堅山）

その他に入りたいと思います。

協議会に切り替えます。

※1 月現地調査：20 日（金）

定例総会：25 日（水）

申請締切：12 日（木）

議長（堅山）

ほかにございませんか。

なければ、本会議に返します。

以上、本日の議案はすべて終了いたしました。

これもちまして、東申良町農業委員会令和 4 年第 12 回定例総会を閉会いたします。